【公務員試験の時事対策】【年金改革法】



◎年金改革法のポイント

公的年金制度も崩壊の危機!

制度の持続の可能性を高めるために色々な取り組み&改革を進めているぞ!



社会保障制度のヤバさは勉強済みだ!



いいね!高齢化が進むと現役世代の負担が増えちゃうんだったよね!

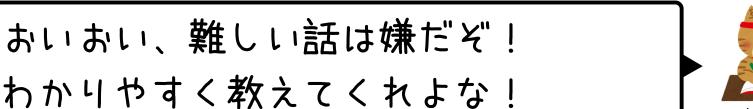


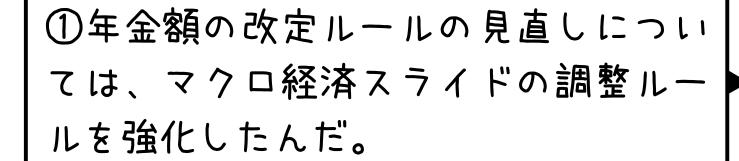
でも年金制度を崩壊させるわけにはいかないから、2016年の年金改革法で制度の見直しを行ったんだ。

【高齢者1人に対する現役世代の負担人数】 7500万人 7200万人 4500万人 3560万人 3380万人 740万人 1970年 2018年 2065年 約1.3人 約2人 約10人 1人

2016年の年金改革法でおさえるべきポイントは3点!

- ①年金額の改定ルールの見直し
- ②短時間労働者への被用者保険の適用 拡大の促進
- ③国民年金第1号被保険者の産前産後 期間の保険料の免除









サコ 尹



年金の受給額というのは物価・賃金に 応じて毎年改定されるんだけど、その 改定率を調整して給付額の増加を抑え る仕組みがマクロ経済スライド!



そういえばニュースで2019年は4年ぶりにマクロ経済スライドが実施(2回目)されて、年金給付額を0.1%引き上げるって言ってるの見たわ!



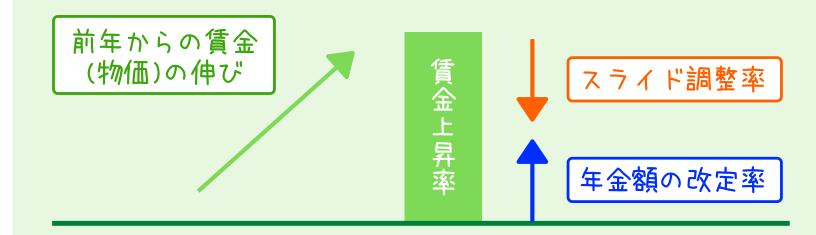
ネコ君

お~! それのことだね! 今の日本は少子高齢化社会で、現役世代の人口が減って、平均寿命も上昇しているよね!



このままでは将来的に受給額を支払うことができなくなっちゃうから、<u>年金</u>給付額を実質的に減らすことで、現役世代の負担を減らしたいってわけだ!





※スライド調整率=「公的年金全体の被保険者の減少率の実績」+

「平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)」

マクロ経済スライドの仕組みを簡単に紹介すると↑こんな感じ。



ほうほう。じゃあ例えば、賃金(物価) 上昇率が1%でスライド調整率が0.9%だったら年金の改定率が+0.1%ということ だね!



ネコ君

うん!賃金上昇率がプラスでスライド 調整率を加えると負の値になってしま う時は年金額の改定はナシ!



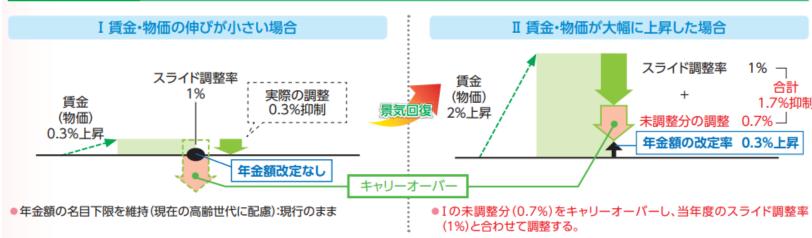
賃金上昇率がマイナスになってしまった場合は、賃金(物価)の下落分は年金額を引き下げるけど、それ以上の引き下げ(スライド調整)は行わないことになっているんだ!



その代わりに、引き下げられなかった 分に関しては賃金(物価)上昇が著しい 時に、そのマイナス分も調整するよ~ っていう仕組み!(キャリーオーバー)



改正後イメージ図 賃金(物価)上昇が0.3%から2%に回復し、スライド調整率がいずれの場合も1%と仮定したときの例



(出典)公立学校共済組合公開資料

なるほどね~!スライド調整率のマイナス分(例:0.7%)は次回の景気が良い時へ持ち越しってことか。



ネコを

何となくイメージ出来たよ!

昔は物価や賃金の上昇率に合わせて給付額が増える仕組みだったけど、その上昇率にマイナスのスライド調整率を加えて、実質的に年金給付額を減らしているってことね!



ネコ君

そういうこと!

さらに2021年度からは現役世代の負担能力(賃金)が低下している時のルールも徹底化したんだ!



まだあるのかよ。 何を決めたんだ?



オコ君

今までは賃金の変動率がマイナスで、 物価の変動率より低下している場合に は、物価の変動に合わせて年金額が改 定(減額)されるか、改定なし(据置き) とされていたけど、コレが変更に!



賃金が物価よりも下がった場合、賃金 低下に合わせて年金支給額も減額する ことに!



なるほど。将来世代の給付水準の確保 のためってことだな!



②つ目のポイント、短時間労働者への 被用者保険の適用拡大について。



従業員数が500人以下の企業でも週に20 時間以上働く等の要件を満たす短時間 労働者について、労使間での合意を前 提に任意で被用者保険を適用できるよ うになったぞ!



ふ~ん、要件を満たせば短時間労働者 も被用者保険(厚生年金・健康保険)を 適用できるようになったんだね~。



最後に③つ目のポイント、国民年金第 1号被保険者の産前産後期間の保険料 の免除について。



国民年金第1号被保険者も産前産後の4か月の保険料が免除されるようになったんだ!



これは大きいね!

免除期間も保険料を払っていた扱いに なるの?



ネコえ

そう!だから満額の基礎年金が保障されるんだ!



でも、免除分に関しては第1号被保険者全体でカバーしなければいけないから、国民年金保険料が月額70円引き上げられたんだ。



あと、年金受給資格期間が変更になっ たのも覚えておくといいかも。



老齢年金の受給資格期間は25年以上だったんだけど、2017年8月以降は10年に短縮されたんだ。